

平成26年12月18日

お客様各位

日興アセットマネジメント株式会社

## 「アジアの財産3分法ファンド」 約款変更（予定）のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、弊社の投資信託に格別なご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご投資いただいております「アジアの財産3分法ファンド」（以下、「当ファンド」といいます。）は、日本を除くアジアの国や地域に幅広く分散投資するファンドとして、平成19年6月の設定来、多くの皆様にご愛顧いただいております。

弊社では、さらなる分散投資を図るとともに、受益者の皆様の多様なニーズにお応えするため、このたび、当ファンドに関して、投資対象とする投資信託証券（以下「投資対象ファンド」といいます。）の変更のほか、決算頻度や信託期間の変更など、商品性の変更を予定しておりますので、ここにご案内申し上げます。

### ＜約款変更（予定）の概要＞

当ファンドは、さらなる分散投資を図るとともに、受益者の皆様の多様なニーズにお応えするため、以下の通り、商品性の変更を予定しております。

変更内容	変更実施日（予定）	重大／非重大の取扱い
① 投資対象ファンドに関する変更		
1) 新規投資対象ファンドの追加	平成27年3月14日	重大
2) 既存投資対象ファンドの削除	平成27年6月17日	重大
3) 基本組入比率の変更	平成27年3月14日	重大
② 決算頻度および決算日の変更	平成27年3月16日	重大
③ 信託期間の変更	平成27年3月14日	重大
④ 繰上償還条項の変更	平成27年3月14日	重大
⑤ 申込不可日の変更	平成27年3月14日	非重大
⑥ 信託報酬率の変更	平成27年3月14日	非重大

※このたびの変更内容の詳細につきましては、次頁以降をご高覧ください。

このたびの信託約款の変更にご同意いただける場合は、特別なお手続きは必要ございません。

信託約款の変更にご同意いただけない場合には、信託約款の変更に対する異議申立を行なうことができます。

何卒、このたびの商品性の変更の主旨についてご理解賜りますようお願い申し上げますとともに、引き続き、「アジアの財産3分法ファンド」をご愛顧のほど、よろしくようお願い申し上げます。

敬具

当約款変更に関してご不明な点がございましたら、以下の日興アセットマネジメント「お問合せ窓口」までお願いいたします。

フリーダイヤル:0120-25-1404 〈営業時間:午前9時～午後5時／土、日、祝・休日は除きます。〉

(注) 上記フリーダイヤルは日興アセットマネジメントのお問合せ窓口になります。お客様の取引状況については同フリーダイヤルではご回答できません。お客様の取引残高については「アジアの財産3分法ファンド」をご購入された販売会社にお問い合わせ下さいませようお願い申し上げます。

## ◆約款変更等の内容および理由

### <①：投資対象ファンドに関する変更>

現在、当ファンドの「株式部分」につき、「チャイナランド株式ファンド（適格機関投資家向け）」、「Nikko Asset Management (Mauritius) Ltd クラスA」および「東南アジア株式マザーファンド」の各ファンドを主要投資対象とする運用を行なっております。このたび、さらなる分散投資を図るため、上述の3ファンドの代わりに、「アジア・ハイディビデンド・エクイティ・ファンド クラスA」を新たに「株式部分」の投資対象ファンドとすることを予定しております。当該投資対象ファンドの入替は、平成27年3月14日以降に開始し、平成27年5月末までに完了する見込みです。

あわせて、下表の通り、当ファンドの投資対象資産のうち「株式部分」および「不動産部分」の組入比率を変更する予定です。

#### 【変更前】

	投資対象資産	投資信託証券の名称	信託約款記載の組入比率	基本組入比率 <sup>*1</sup>
投資対象ファンド	株式	追加型証券投資信託 チャイナランド株式ファンド（適格機関投資家向け）	40%±20%	40%
		モーリシャス籍外国投資法人 Nikko Asset Management (Mauritius) Ltd クラスA		
		証券投資信託 東南アジア株式マザーファンド		
	不動産	証券投資信託 アジアンリートマザーファンド	10%±10%	10%
債券	証券投資信託 アジアンボンドマザーファンド	50%±30%	50%	

#### 【変更後】

	投資対象資産	投資信託証券の名称	信託約款記載の組入比率	基本組入比率 <sup>*1</sup>
投資対象ファンド	株式	ルクセンブルグ籍円建外国投資信託 アジア・ハイディビデンド・エクイティ・ファンド クラスA	25%±20%	25%
	不動産	証券投資信託 アジアンリートマザーファンド	25%±20%	25%
	債券	証券投資信託 アジアンボンドマザーファンド	50%±30%	50%

※1 投資信託説明書（目論見書）に記載されている「基本組入比率」を指しています。

### <②：決算頻度および決算日の変更>

受益者の皆様の多様なニーズにお応えするため、下表の通り、当ファンドの決算頻度および決算日にかかる約款変更を予定しております。当該変更は、平成27年3月16日付で実施される予定です。

変更前	年6回決算／毎年奇数月の各14日（休業日の場合は、翌営業日）
変更後	年12回決算／毎月14日（休業日の場合は、翌営業日） ※変更後の第48計算期間は、平成27年3月17日から平成27年4月14日までとなります。

### <③：信託期間の変更>

受益者の皆様の多様なニーズにお応えするとともに、より適切な運営・管理を行なうため、下表の通り、当ファンドの信託期間に期限を設ける約款変更を予定しております。加えて、受益者有利と認められる場合に信託期間を延長できる規定を追加します。

変更前	無期限
変更後	平成40年3月14日まで

**<④：繰上償還条項の変更>**

受益者の皆様の多様なニーズにお応えするとともに、より適切な運営・管理を行なうため、下表の通り、当ファンドの繰上償還条項に関する約款変更を予定しております。変更後において繰上償還を行なう場合には、受益者の皆様に対する異議申立手続きが必要となります。

変更前	純資産総額が10億円を下回ることとなった場合には、繰上償還します。
変更後	純資産総額が10億円を下回ることとなった場合には、繰上償還できません。

**<⑤：申込不可日の変更>**

上記①の変更に伴い、下表の通り、当ファンドの購入および換金にかかる申込不可日のうち、「ムンバイの証券取引所に該当する場合」を削除する約款変更を予定しております。

変更前	香港証券取引所の休業日、 <u>ムンバイの証券取引所の休業日</u> 、シンガポール証券取引所の休業日、香港の銀行休業日またはシンガポールの銀行休業日に該当する場合
変更後	香港証券取引所の休業日、シンガポール証券取引所の休業日、香港の銀行休業日またはシンガポールの銀行休業日に該当する場合

**<⑥：信託報酬率の変更>**

上記①の変更に伴い、投資対象ファンドの報酬も加えた実質的な負担が維持されるようにするため、下表の通り、当ファンドの信託報酬率にかかる約款変更を予定しております。

**【変更前】（平成27年3月13日計上分まで）**

	運用管理費用（信託報酬）			※年率（括弧内は税抜）
	合計	委託会社	販売会社	
当ファンド	1.3176% (1.22%)	販売会社毎の純資産総額が100億円以下の部分		0.0648% (0.06%)
		0.5508% (0.51%)	0.702% (0.65%)	
		販売会社毎の純資産総額が100億円超の部分		
		0.4968% (0.46%)	0.756% (0.70%)	
投資対象とする投資信託証券	0.1374%程度 (0.135%)	※「チャイナランド株式ファンド（適格機関投資家向け）」および「Nikko Asset Management (Mauritius) Ltd クラスA」をそれぞれ15%組み入れると想定した場合の概算値です。 ※この他に、投資対象とする「アジアリートマザーファンド」の主要投資対象である不動産投信には運用などに係る費用がかかりますが、投資する不動産投信の銘柄が固定されていないため、事前に料率、上限額などを表示することができません。		
実質的な負担	1.455%程度 (1.355%)	※投資対象とする投資信託証券の組入比率や当該投資信託証券の変更などにより変動します。		



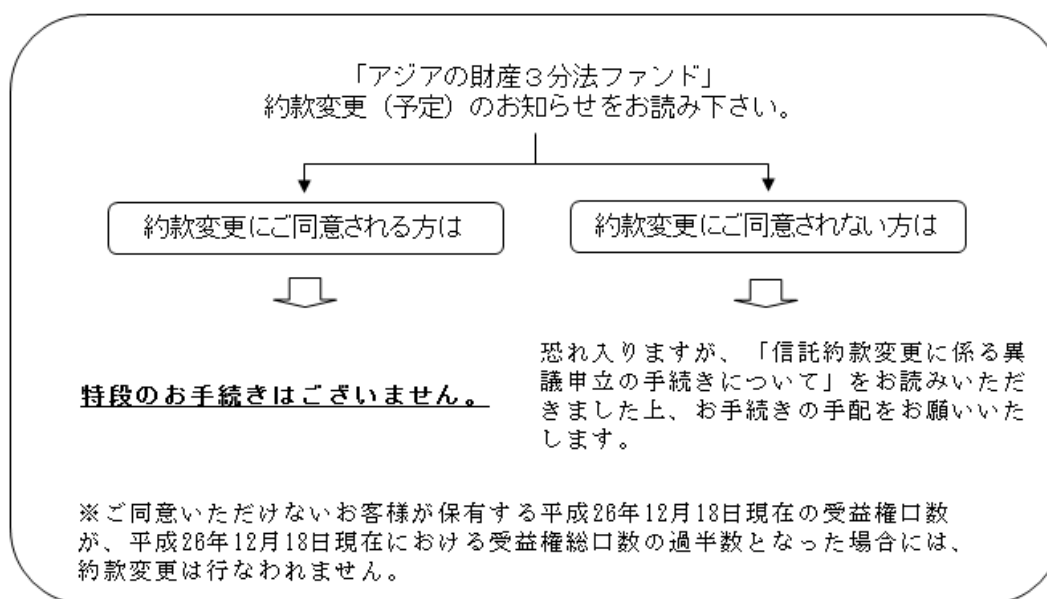
**【変更後】（平成27年3月14日計上分以降）**

	運用管理費用（信託報酬）			※年率（括弧内は税抜）
	合計	委託会社	販売会社	
当ファンド	1.2852% (1.19%)	販売会社毎の純資産総額が100億円以下の部分		0.0648% (0.06%)
		0.5184% (0.48%)	0.702% (0.65%)	
		販売会社毎の純資産総額が100億円超の部分		
		0.4644% (0.43%)	0.756% (0.70%)	
投資対象とする投資信託証券	0.1625%程度	※「アジア・ハイディビデンド・エクイティ・ファンド クラスA」を25%組み入れると想定した場合の概算値です。 ※この他に、投資対象とする「アジアリートマザーファンド」の主要投資対象である不動産投信には運用などに係る費用がかかりますが、投資する不動産投信の銘柄が固定されていないため、事前に料率、上限額などを表示することができません。		
実質的な負担	1.4477%程度 (1.3525%)	※投資対象とする投資信託証券の組入比率や当該投資信託証券の変更などにより変動します。		

**<⑦：商品分類の変更>（本項目は、約款変更ではございません。）**

上記②の変更に伴い、当ファンドの投資信託説明書（目論見書）に記載の『属性区分』における決算頻度に関して、「年6回（隔月）」から「年12回（毎月）」へ変更する予定です。

## ◆約款変更に係る異議申立の手続きについて



### 【異議申立の根拠】

- 「アジアの財産3分法ファンド」の約款変更にあたり、平成19年9月30日の改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律」第30条とその関連法令に基づいて、お客様は異議申立を行なうことができます。

### 【対象ファンド】

- アジアの財産3分法ファンド

### 【異議申立の方法】

- このたびの約款変更にご異議のあるお客様は、平成26年12月18日から平成27年1月19日までの間に、下記の必要記載事項をご記入の上、ハガキまたは封書にて弊社までご郵送下さい。なお、異議申立書の受付は平成27年1月19日弊社到着分までを有効とさせていただきますのでご了承下さい。

#### <必要記載事項>

- ①発信日（日付）：お客様が投函される日付をご記入下さい。
- ②お名前・お電話番号・ご住所：「アジアの財産3分法ファンド」を保有されている販売会社にお届けいただいているものをご記入下さい。
- ③ご購入の販売会社・部支店名・口座番号：販売会社から郵送された取引報告書等をご参考に、販売会社名・部支店名・口座番号をご記入下さい。  
（ご不明な場合は、販売会社の担当者までお問い合わせ下さい。）
- ④ファンドの名称：「アジアの財産3分法ファンド」とご記入下さい。
- ⑤保有口数：販売会社から郵送された取引報告書等をご参考に、平成26年12月18日現在で保有されているファンドの受益権口数をご記入下さい。  
（ご不明な場合は、販売会社の担当者までお問い合わせ下さい。）
- ⑥ご異議を申し立てる旨の文言  
：一例として、「上記ファンドの約款変更に関する異議を申し立てます。」などの主旨の記載をお願いいたします。

#### <異議申立書の送付先>

〒107-6242 東京都港区赤坂九丁目7番1号 ミッドタウン・タワー  
日興アセットマネジメント株式会社 異議申立受付窓口

### 【異議申立の判定】

- 期間中（平成26年12月18日から平成27年1月19日まで）にご異議を申し出られた受益者が保有する平成26年12月18日現在の受益権口数の合計が、平成26年12月18日現在における当該ファンドの受益権総口数の2分の1を超えないときは、平成27年1月26日に信託約款変更の届出を行ない、1頁目に記載の約款変更実施日をもって約款変更させていただきます。

### 【買取請求】（平成19年9月30日の改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律」第30条の2に基づく買取請求）

- 約款変更を行なうこととなった場合、ご異議を申し出られた受益者は、自己の保有する受益権について当該ファンドの信託財産をもって買取することを、平成27年1月27日から平成27年2月16日までの間に、弊社所定の手続きに基づいてファンドの受託会社（野村信託銀行株式会社）に対し請求することができます。（信託約款の変更を実施することとなった場合の買取請求手続きについては、ご異議を申し出られた受益者の皆様に対して、あらためてご案内させていただきます。）
- なお、ご異議を申し出られた受益者が必ず買取請求しなければならないわけではありません。また、異議申立の期間中および買取請求の期間中においても、信託約款の規定に従って一部解約を請求することができます。

### 【買取価額】

- 買取価額は、この約款変更が行なわれない場合に当該受益権（ファンド）が有すべき公正な価額（受託会社でお客様からの買取請求に必要な書類を受理した日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じた額を信託財産留保額として控除した価額）とします。
- なお、一部解約時と同様に、この買取によって生じた差益は譲渡所得とみなされ、原則としてお客様ご自身で確定申告を行なっていただくことになります。
- 買取請求による換金の場合、受託会社からお客様の銀行口座への送金に係る手数料および買取計算書の郵送費用をお客様にご負担いただきます。

### 【個人情報の取扱について】

- ご異議の申出によって弊社が取得したお客様に関する情報は、異議申立、買取請求の手続きを行なうために使用し、それ以外の目的に使用することはありません。
- お客様に関する情報は、漏洩・滅失・毀損の防止、その他個人データの保護のために適切に管理されます。
- 下記の場合を除き、お客様に関する情報をお客様のご同意なく第三者に開示することはありません。（お客様個人を特定できない集計資料等は含みません。）
  - ①お客様にお知らせした利用目的のために、販売会社、受託会社に対する開示が必要な場合。（この場合、弊社は当該会社に対して、お客様に関する情報の厳重な管理を求め、目的以外の利用を行なわせないようにいたします。）
  - ②司法機関または行政機関から法的義務を伴う要請を受けた場合。
- お客様が弊社に提出された個人情報の照会および修正等をご希望される場合には、1頁目に記載の弊社お問合せ窓口までご連絡下さい。

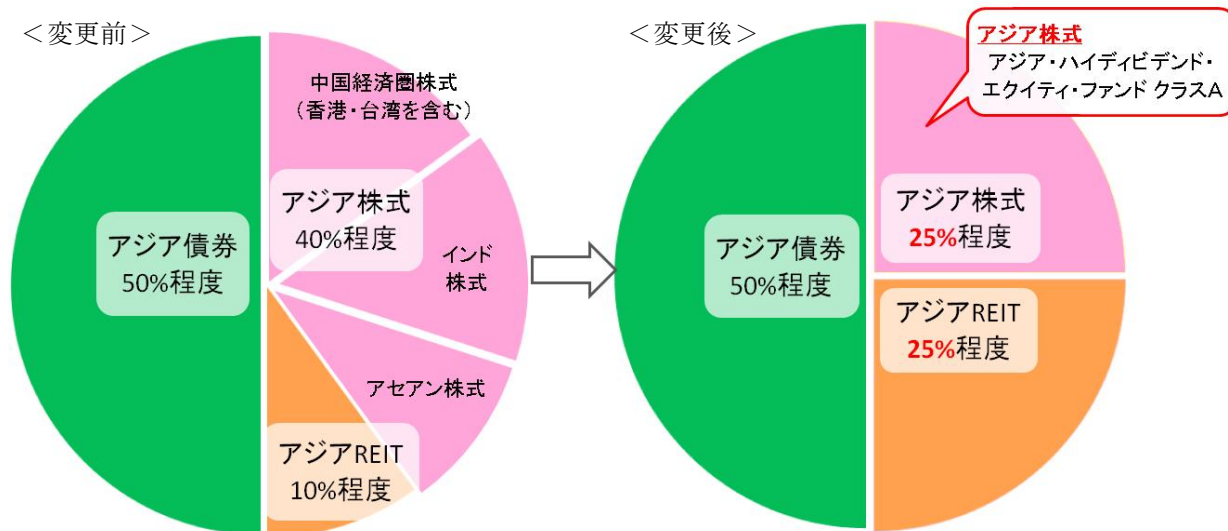
### 【ご注意点】

- 異議申立書につきましては、上記の<必要記載事項>の記載漏れがないようお願いいたします。弊社から販売会社へ記載内容の確認を行ないますので、部支店名や口座番号が欠落している場合や、お名前およびご住所が販売会社へご登録されているものと異なる場合等には、異議申立の意思表示が無効となる場合があります。（ご不明な場合は、販売会社の担当者までお問い合わせ下さい。）

## ◆約款変更に関するQ & A

### Q 1. 今回の投資対象ファンドに関する変更を行なう背景は、どのようなものですか？

A 従来、「株式部分」は「中国経済圏株式（香港・台湾を含む）」、「インド株式」、「アセアン株式」に投資を行なう3つの投資信託証券を通じて、アジアの各地域の運用に特化したチームがそれぞれ運用を担当してまいりました。しかしながら、「株式部分」の投資対象ファンドを1つとすることで、これまでよりも効率的な運用を行ないながら、さらなる分散投資を図ることが可能になると判断し、弊社では投資対象ファンドの変更を行なう方針となりました。



2015年3月13日までの基本組入比率

2015年3月14日以降の基本組入比率

### Q 2. 新たに投資対象となる投資信託証券は、どのようなファンドですか？

A 今般追加するルクセンブルグ籍円建外国投資信託「アジア・ハイディビデンド・エクイティ・ファンド クラスA」は、2012年8月に設定され、日興アセットマネジメント アジア リミテッドが運用を担当しております。日本を除くアジアの相対的に配当利回りが高い株式を投資対象として、中長期的な信託財産の成長を目指しております。外貨建資産への投資にあたっては、原則として為替ヘッジを行わない方針です。

＜ご参考：2014年9月末時点での投資対象国＞

香港 36.6%、台湾 17.8%、韓国 15.1%、シンガポール 10.9%、インド 4.2%、タイ 3.5%、フィリピン 3.2%、インドネシア 3.2%、マレーシア 2.1%

### Q 3. 基本組入比率を変更する背景は、どのようなものですか？

A 当ファンド全体のリスク水準をこれまでよりも抑えながら、中長期的な信託財産の成長を目指すため、基本組入比率の変更を予定しております。

	リターン			リスク		
	6ヵ月	1年	2年	6ヵ月	1年	2年
株式：アジア・ハイディビデンド・エクイティ・ファンド クラスA	13.40%	10.51%	58.28%	9.55%	11.17%	14.94%
不動産：アジアリートマザーファンド	13.60%	20.61%	53.14%	7.53%	8.85%	14.02%
債券：アジアンボンドマザーファンド	7.02%	11.99%	29.85%	5.56%	7.66%	10.83%

※2014年9月末を基準として、各ファンドの実際のリターンとリスクを算出。

A) 株式40%：不動産10%：債券50%の比率で組み入れた場合	9.61%	12.59%	42.37%	6.21%	7.86%	11.33%
B) 株式25%：不動産25%：債券50%の比率で組み入れた場合	9.78%	13.96%	41.81%	5.84%	7.59%	11.29%

※上記A)およびB)に記載のリスク・リターンの数値は、それぞれの組入比率を用いて算出したものであり、実際のファンドのリスク・リターンとは異なります。

以上